

王科 汪傑 嚴宝 朱明 曾郎 錢啓 洪興 盧采

何成 余天 蘇生 沈欣 柯彩 孟海

客商蘇麟 林苞

以上、通船共計二十六名

随帶の物件

一、天后娘娘一位 一、千里眼將一位

一、順風耳將一位 一、鉄釘三十七包

一、衣箱三個 一、竹箱一個

一、銅鑼二面 一、小鉄錨一個

一、舖蓋十四個 一、銅錢大小四包

以上、共計一十件

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆五十一年（一七八六）三月二十八日

注（1）紅糖 黄糖とも。黒砂糖のこと。

（2）上海地方 江蘇省松江府上海県。現在の上海特別市。

（3）皮閘椅 皮製の折りたたみのいす。

（4）木櫃仔 木箱。あるいは戸棚か。

2-72-09

琉球国中山王尚穆の、乾隆五十年の接貢のため、存留通事蔡任徳等に付した執照（乾隆五十「一七八五」、十一、十）

琉球国中山王尚（穆）、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回する事の為にす。

照らし得たるに、本爵、業に乾隆四十九年冬に於て貢使の耳目官向猷・正議大夫毛景裕等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを経て、起送して京に赴き、叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。

茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事蔡徳蘊等を遣わし、梢役共に九十員名を帶領して海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書併びに欽賞の幣帛を迎え、及た京より回る使臣の向猷・毛景裕・楊文元は閩に在るの存留通事蔡世彦等と与に還国せしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の札字第一百三十号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事蔡任徳等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滞するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す

在船都通事一員 蔡德縝 跟伴四名

在船使者二員 <sup>(2)</sup>麻向茂 跟伴八名存留通事一員 <sup>(3)</sup>向天祥 蔡任德 跟伴六名管船夥長・直庫二名 林鳳洲 <sup>(4)</sup> 平永安

水梢共に六十六名

右の執照は存留通事蔡任德等に付し、此れを准けしむ

乾隆五十年（一七八五）十一月初十日 給す

注（一）蔡任德 蔡任重のこと。雍正十（嘉慶元年（一七三二）九六）。

久米村系蔡氏（仲井間家）十三世。宮城親雲上。後に島津重豪の名前の一字（重）を避諱し「蔡任德」に改めた。乾隆三十四年遇達理座、三十六年都通事、五十六年中議大夫に陞る。乾隆二十一年に勤学として福州へ赴き、二十三年帰国。乾隆三十一年に真和志間切仲井真地頭職、三十五年南風原間切宮城地頭職を授かる。乾隆五十年の接貢存留通事として中国へ赴いた。『家譜（一）』三三〇頁。

（二）麻向茂 上里親雲上（『家譜（一）』三一五頁、蔡德縝の譜）。乾隆五十年の在船使者。

（三）向天祥 松田親雲上（『阮姓家譜 支流 小渡家』阮克秀の譜）。乾隆五十年の在船使者。『宝案』では乾隆五十八年の在船使者（巻八〇）としても名がみえる。

（四）林鳳洲 乾隆五十年の管船夥長。

2-72-10

琉球国中山王尚穆の、中国の難民金乾泰および林長泰等の帰国のため存留通事蔡任德等に付した執照

（乾隆五十一《二七八六》、三、二十八）

琉球国中山王尚（穆）、知会の事の為にす。

照らし得たるに、乾隆五十年十二月十五日、福建漳州府龍溪県の寧字一百十三号商船の難民金乾泰等、共計二十六名は、飄いて本国属島の徳島地方に到る。本年三月初九日、中山泊村地方に解来す。

又、去年十二月二十一日、福建漳州府龍溪県の商船の難民林長泰等、共計二十六名は、飄いて本国属島の大島地方に到る。本年三月二十五日、中山泊村地方に解来す。俱に已に館に發りて安頓し、例に照らして養贍せしむ。

茲に接貢の便に因りて附搭して解送するに、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第一百三十一号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事蔡任德等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実<sup>も</sup>に遇えば、即便に放行して留難して阻滯するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す

龍溪県の難商 船戸金乾泰 舵工林發